

入館料免除(減額)できる場合と必要な書類等

鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例

(入館料等の減免)

第10条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、第6条に規定する入館料又は前条に規定する使用料を免除し、又は減額することができる。

鹿児島県歴史・美術センター黎明館の設置及び管理に関する条例施行規則

(入館料等の減免)

第12条 条例第10条の規定により入館料を免除する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

		必要書類等
(1)	県内に設置されている小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の児童及び生徒並びにその引率者が、教育課程等に基づく学習活動として入館するとき。	入館料免除申請書 ※カメラマンは免除対象外
(2)	県内に設置されている児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条に規定する身体障害者更生援護施設及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第5条に規定する知的障害者援護施設に入所し、又は通所している者及びその引率者が、当該施設の教育、訓練、更生等のための活動の一環として入館するとき。	入館料免除申請書
	児童福祉施設 ①助産施設 ②乳児院 ③母子生活支援施設 ④保育所 ⑤幼保連携型認定こども園 ⑥児童厚生施設 ⑦児童養護施設 ⑧障害児入所施設 ⑨児童発達支援センター ⑩児童心理治療施設 ⑪児童自立支援施設 ⑫児童家庭支援センター ⑬里親支援センター ⑭障害者支援施設(身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設)	
2	前項に規定するもののほか、知事が特に必要と認めるときは、条例第6条第1項及び第2項に規定する入館料を免除し、又は減額することができる。	
	入館料等の減免の知事特認基準 (2) 入館料の免除	
	ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳等
	イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け、厚生省発児第156号、厚生事務次官通知)第4に規定する療育手帳の交付を受けている者	
	ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	
	エ (2)のア、イ、ウに規定する障害者に同伴する介護者(ただし、障害者1人につき、1人までとする。)	
	オ 団体等での観覧または旅行企画を目的とする事前調査を行う者	入館料免除申請書
	カ クーポン契約を目的とする事前調査を行う者	入館料免除申請書
	キ 旅行会社が実施する実地研修で入館する者	入館料免除申請書
	ク 団体旅行で入館する場合の引率者(学校の教諭及び添乗員)	入館料免除申請書 ※カメラマンは免除対象外
	ケ その他業務上来館した者	資料調査収集協力員の身分証明書 日本博物館協会の加入者会員証 館職員の同行 黎明館の腕章
	コ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する文化の日に入館する者	書類等必要なし
	サ 県内に居住し、かつ、入館する時点で70歳以上の者が入館するとき(ただし、令和7年3月31日までの取扱いとする。)	住所及び生年月日が記載された書類等
	シ 県内に居住し、かつ、平成18年4月2日から平成30年4月1日までに生まれた者で、土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)」(以下「祝日法」という。)に規定する休日に入館するとき(ただし、令和7年3月31日までの取扱いとする。)	県内に設置されている小中高校等に在籍することを証明する書類(県内の居住要件必要)又は住所及び生年月日が記載された書類等
	入館料等の減免の知事特認基準 (1) 団体料金相当額への減免	
	ア 特別展示室において開催される有料の展覧会等の観覧者で、当該展覧会等の開催期間中に常設展示を観覧しようとする者	企画特別展の観覧券
	イ 広域的な観光組織が実施する企画事業で常設展示を観覧しようとする者	企画事業の施設利用券等
	ウ 鹿児島市内の観光地を定期巡回するバスの一乗車券(カゴシマンティビューー日パスポートを含む)の提示者で、バスの利用当日及び翌日に常設展示を観覧しようとする者	当日の一乗車券
	エ 薩摩大使の名刺持参者及びその同伴者	薩摩大使の名刺
	オ 「かごしま応援者証」の提示者及びその同伴者	かごしま応援者証
	カ 鹿児島市が発行する「元気都市・かごしま応援者カード」の提示者及びその同伴者	元気都市・かごしま応援者カード
	キ 鹿児島市ふるさと大使及びかごしまPR大使の名刺持参者並びにその同伴者	鹿児島市ふるさと大使又はかごしまPR大使の名刺